

## ITC 関連の動向

2020 年 8 月 31 日  
JETRO NY 知的財産部  
石原

米国国際貿易委員会(ITC:International Trade Commission)に関して、8 月には、関税法第 337 条に基づく調査手続について改正法案が提出されるなどの動きがあった。

### (背景)

ITC は米国への輸入に関する不公正な行為から国内産業(domestic industry)を保護するため、関税法第 337 条に基づいて調査を行い、輸入を禁止する排除命令(exclusion order)等を出すことができる。これまでの大半のケースでは、米国特許権を有する者から申立てを受けて調査が行われており<sup>1</sup>、特許権行使の際の重要な選択肢になっている。

過去には、2006 年の eBay 最高裁判決以降、いわゆるパテントトロールが地裁で差止命令を勝ち取ることが難しくなり、代替手段として ITC の調査手続を利用するケースが増えて議論になっていた。そこで ITC では 2010 年から調査手続において審判官が公益(public interest)の分析を行うようになっていた<sup>2</sup>。

ITC の集計では、パテントトロール(ITC の集計中ではカテゴリー 2 の NPE)から申立てを受けて実施した調査の件数は 2011 年の 9 件をピークに、2014~2019 年には年間 1 ~3 件になり件数としては減少している<sup>3</sup>。しかし、昨年 5 月に続いて、今年 2 月にも外国の NPE(アイルランドの Neodron 社)から申立てがあり、Amazon、Apple、Microsoft といった米国企業を含む多数の企業のモバイル端末等が対象にされたため<sup>4</sup>、国内産業の保護又は公益の観点から疑問視されていた。

### (法案)

Suzan DelBene 議員(ワシントン州選出、民主党)と David Schweikert 議員(アリゾナ州選出、共和党)は 8 月 14 日、関税法第 337 条に基づく ITC の調査手続を改正する法案「Advancing America's Interests Act」を下院に提出した<sup>5</sup>。

特許権侵害物品の排除命令が特許ライセンシング企業(patent licensing entities)により濫用されているとの認識に基づくもので<sup>6</sup>、対策として以下の事項等が提案されている。

1. 申立てに当たって、特許ライセンシングのみを事業とする者がライセンシー等の第三者による米国内での活動を「国内産業」の要件として主張する場合には、当該第三者が自発的に申立人に加わることが求められる。

<sup>1</sup> [https://www.usitc.gov/intellectual\\_property/337\\_statistics\\_types\\_unfair Acts alleged active.htm](https://www.usitc.gov/intellectual_property/337_statistics_types_unfair Acts alleged active.htm)

<sup>2</sup> [https://www.usitc.gov/section\\_337\\_building\\_record\\_public\\_interest.htm](https://www.usitc.gov/section_337_building_record_public_interest.htm)

[https://www.usitc.gov/intellectual\\_property/337\\_statistics\\_identification\\_and\\_number\\_cases.htm](https://www.usitc.gov/intellectual_property/337_statistics_identification_and_number_cases.htm)

<sup>3</sup> [https://www.usitc.gov/intellectual\\_property/337\\_statistics\\_number\\_section\\_337\\_investigations.htm](https://www.usitc.gov/intellectual_property/337_statistics_number_section_337_investigations.htm)

<sup>4</sup> 日本の Sony 及び Sony Mobile Communications の製品も対象にされている。ITC は 3 月 16 日、本件の調査を開始する旨公表した。

[https://www.usitc.gov/press\\_room/news\\_release/2020/er0316ll1453.htm](https://www.usitc.gov/press_room/news_release/2020/er0316ll1453.htm)

<sup>5</sup> [https://delbene.house.gov/uploadedfiles/delben\\_041\\_xml - for introduction.pdf](https://delbene.house.gov/uploadedfiles/delben_041_xml - for introduction.pdf)

<https://www.congress.gov/bill/116th-congress/house-bill/8037/>

<sup>6</sup> <https://delbene.house.gov/news/documentsingle.aspx?DocumentID=2645>

2. ITC は、公衆衛生・福利、国内経済の競争状況、競合製品の国内製造等の公的配慮事項を検証して”公益に資する”と肯定的に判断された場合にのみ排除命令を出すことができる（現行法では、”公益に悪影響を及ぼさない”と判断された場合に出すことができる）。

Amazon, Google, Microsoft など 10 社が参加する High Tech Inventors Alliance は同日、長年の課題を解決する法案であって、支持する旨のコメントを発表した<sup>7</sup>。

（最近の申立て件数）

8月20日には、関税法第337条に基づくITCの調査手続の申立て件数が7月に急増したとの記事が出された<sup>8</sup>。今年1~6月は月間4件以下だったが7月は12件であった<sup>9</sup>。企業名から判断すると、12件はいずれもNPEによるものではないと考えられる。

8月の申立て件数は、8月末時点で確認できた範囲で1件のみであった。

（今後の展開等）

議会では COVID-19 対策が優先され、また選挙前であるため、今回の法案の検討が直ちに進む状況ではないと考えられる。

他方、今回の法案について反対する意見は目立っていない。法案は両党議員から共同提出されたものもある。議会が取り組んでいる特許関係の問題の中では、ステークホルダーの合意形成が困難になっている特許適格性の問題や医薬品価格高騰の問題と異なり、比較的進めやすい法案であると考えられる。

（以上）

---

<sup>7</sup> <https://www.hightechinventors.com/post/htia-statement-on-the-introduction-of-advancing-america-s-interests-act>

<sup>8</sup> <https://www.natlawreview.com/article/july-shows-dramatic-increase-itc-complaints>

<sup>9</sup> 12件のうち1件は日本のMaxcellによるものである。Appleのモバイル端末やノートパソコンについて、Maxcellの米国特許権を侵害している旨申し立てた。ITCは8月19日、本件の調査を開始する旨公表した。

[https://www.usitc.gov/press\\_room/news\\_release/2020/er0819ll1633.htm](https://www.usitc.gov/press_room/news_release/2020/er0819ll1633.htm)